

# 会 議 記 録

会議名称	第81回杉並区環境清掃審議会	
日時	令和5年2月11日(土) 午後1時57分～午後4時15分	
場所	区役所第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員名	吉川会長、新谷副会長、石原委員、今村委員、大嶋委員、大場委員、奥井委員、木村委員、世戸委員、高口委員、中島委員、中田委員、福田委員、松井委員、光吉委員、宮嶋委員、若橋委員、富田委員、山本委員、片石委員、河村委員  <span style="float: right;">(21名)</span>
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長 みどり施策担当課長、建築課長、
傍聴者数	0名	
配付資料等	事前	第80回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案) 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案の縦覧及び意見書の提出手続きについて (仮称)中野四丁目新北口駅前地区の市街地再開発事業の概要 東京都環境影響評価制度パンフレット 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について(諮問)(案) 大規模建築物等の報告
	当日	次第 席次表 杉並区環境清掃審議会委員名簿 杉並区環境清掃審議会の所掌事項等について【資料1】 (仮称)中野四丁目新北口駅前地区の市街地再開発事業の概要【資料2】 東京都環境影響評価制度パンフレット【資料3】 環境影響評価書案に対する区長意見について(諮問)【資料4】 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見と環境影響評価書案(抜粋)【資料5】 環境影響評価書案に対する区長意見について(答申案)【資料6】 「みどりの基金」について【資料7】
会議次第	杉並区環境清掃審議会第十期委員委嘱について 委員自己紹介 説明員紹介 会長選出 副会長選出 職務代理者指名 環境清掃審議会の所掌事項について 議事内容	

	<p>諮問事項 「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見について</p> <p>報告事項 (1) 「みどりの基金」の運営状況について (2) 大規模建築物等に関する報告について</p>
--	---

<p>発言者</p>	<p>第81回環境清掃審議会発言要旨 令和5年2月11日（土）          発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、皆様、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻の少し前でございますが、委員の皆様おそろいということもございまして、若干早めでございますが、進めさせていただければと思います。</p> <p>本日は土曜日にもかかわらずご足労いただき、誠にありがとうございます。これより環境清掃審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日、会長、副会長が決まるまでの間、進行をさせていただきます環境課長でございます。温暖化対策担当課長も兼務してございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>まず、本日の会議でございますが、第十期杉並区環境清掃審議会の初回でございます。改選によりましてご参集いただきました皆様のうち、おおよそ半数の皆様が、今回、初めてというような状況もございまして、委員の自己紹介、それから、議題内の関連説明を含めまして、おおむね1時間半程度会議時間を予定させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>まず初めでございますが、委員への委嘱の確認でございます。本来であれば、区長から各委員に委嘱状をお渡しするところでございますが、令和4年10月19日付で杉並区環境基本計画、それから杉並区一般廃棄物処理基本計画と合わせて事前に郵送により委嘱状を交付させていただいております。ご確認のほどよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、審議会の開会に当たりまして、環境部長から一言ご挨拶申し上げます。</p>
<p>環境部長</p>	<p>皆様、こんにちは。環境部長でございます。</p> <p>本日は祝日にもかかわらずお集まりいただきまして、また、昨年7月より杉並区環境清掃審議会委員就任をご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本来、区長より委嘱とご挨拶を申し上げさせていただくところではございますが、本日、所用でございまして、私のほうからかわりにご挨拶を申し上げます。</p> <p>また、今回、委嘱に関しましては、今期は審議事項等が各段ございませんでしたことから、郵送にて委嘱状を交付させていただきましたこと、ご了承いただきたいと存じます。</p>

ここからはコロナ感染症対策として、すみませんが、着座にてご挨拶をさせていただきます。

区では、令和3年11月に2050年ゼロカーボンシティを目指すことを宣言いたしました。

昨今、世界中において、地球温暖化の影響により干ばつや豪雨など大規模な自然災害が多発していることなどから、国におきましても2050年カーボンニュートラルを目指すとする中、区においても、これまでも地球温暖化対策は行ってきたところではございますが、より一層区民の皆様のご協力を賜りながら対策を進めてまいりたいといったことから宣言をいたしましたところでございます。

ゼロカーボンを目指すというのは、温室効果ガス排出量を実質ゼロにしようということとして、具体的には生活のあらゆる場面で化石燃料を軽減していく。つまり、省エネにつながるような行動をしていただきつつ、エネルギーを使うときはなるべく再生可能エネルギーを選べるときはそちらを選んでいただくですとか、太陽光発電を設置していただいて、再生可能エネルギーをご自宅でお使いいただくですとか、そういったことをできるだけ行っていただきつつ、そして、二酸化炭素を吸収する樹木なども育てていただくとか、そういったことの行動をできるだけ取り組んでいただくといったことが大変重要なことになっております。

また、今、前期にはなりますけれども、皆様におかれましては、以前、環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画、そして、地球温暖化対策実行計画につきまして答申や提言をいただいたところとして、こちらを踏まえまして、区では昨年5月に環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画を策定いたしまして、皆様にお送りさせていただいたところです。

現在は地球温暖化対策実行計画を策定中ございまして、後ほど詳しくご案内差し上げるところですけれども、近日中に皆様にも案のほうをお送りをさせていただいて、区民の皆様からもご意見等をいただきまして、その後、策定を行ってまいり所存でございます。こちらにつきましても、皆様のご協力賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

今後も、これらの計画に基づいて、気候変動対策、ごみの削減、緑の保全などに一層取り組んでまいります。その際には、委員の皆様の様々な観点からいろいろなご意見、ご助言をいただけたらと思っておりますところでございます。

最後になりますけれども、今後、2年弱の任期の間、当審議会委員としまし

	<p>て区の環境施策にご協力いただくことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくお願いたします。</p>
環境課長	<p>それでは、第81回環境清掃審議会を開会させていただきます。</p>
	<p>会議の成立でございますが、本日の出欠状況、ただいま21名のご出席をいただいております。環境清掃審議会条例第5条第2項の規定によりまして定足数に達してございますので、第81回杉並区環境清掃審議会は有効に成立してございますことをご報告申し上げます。</p>
	<p>また、当審議会は原則公開でございます。傍聴可能となっておりますが、区の公式ホームページで開催をお知らせしてございますが、本日の傍聴者は現時点ではいらっしゃいません。今後、会議中に傍聴の希望があった場合などにつきましては、改めて委員の皆様にお諮りをさせていただきます。</p>
	<p>あわせて、当審議会の議事につきましては、後日公式ホームページで議事録を公開させていただきます。</p>
	<p>それでは、お手元にご配付しました次第に沿って進行させていただきます。</p>
	<p>なお、本日は新型コロナの感染予防対策ということで、会議時間が長時間とまらないように進めるとともに、委員等出席者のマスクの着用、それから、換気のための窓や扉の開放、座席間のアクリル板、これらに対応させていただいております。ご了解のほどをよろしくお願いいたします。</p>
	<p>さて、本日は第十期環境清掃審議会委員のうち12名の皆様が新たに委員としてご就任なされたところでございます。そのため、恐縮でございますが、お集まりの委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。ご挨拶の順番につきましては、お手元にご配付してございます席次表左の上から、A委員のほうからお願いをできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
A 委員	<p>Aと申します。</p>
	<p>環境の面でいいますと、方南小学校にあるむさし野の森という森を50年にわたって地域の皆さんで活用・利用・保全をしているところです。</p>
	<p>4月には桜を見る会、12月にはむさし野の森をライトアップして、地域の皆さんに喜んでいただくようなこと、それから、秋とか春にはプレーパークのような形で、地域の子供さんたちにも森を楽しんでもらうような活動を続けております。よろしくお願いいたします。</p>
B 委員	<p>Bと申します。</p>

	<p>今年3年目になりまして、正直、最初の2年参加していて、何だかよく、どうやって関わったらいいいのかなど。自分から希望してなったんですけども、よく分かっていないところはあったんですが、私自身、環境に若干興味があって、会社で勉強会みたいなことをやってみたりとか、子供も小さいので、何がしかこういった環境問題に関われないかなと思って、たまたま区の広報を見て参加したというところになります。</p> <p>私、素人なんですけれども、いろいろ審議の中で疑問に思ったところとか、何か思ったこととかをなるべく積極的にお話ししていければなと思っております。よろしく願いをいたします。</p>
C 委 員	<p>今回新任となりますCと申します。</p> <p>私は、今、現在の東京都立大学の名誉教授であります。今まで、19年前に九州大学のほうからこちらの、当時まだ都立大でしたが、すぐ首都大学になるんですけども、そのときに九州大学から都立大の教授として赴任いたしまして、16年半教授の職を勤めまして、およそ2年前に定年退職して名誉教授となっております。現在は客員教授も兼ねておりまして、まだ大学のほうで研究は続けております。</p> <p>私の専門は、一言で言うと水文学と水資源なんです。</p> <p>水文学というのは、天文学の「天」を「水」に換えた、「水文学」と書いて水文学なんですけれども、水に関する切り口で環境問題とか、これまでいろいろなことを研究してまいりました。よろしく願いいたします。</p>
D 委 員	<p>同じく東京都立大学におりますDと申します。</p> <p>学部は都市環境学部というところに所属しておりまして、環境についてもいろいろと研究をしております。</p> <p>具体的に言いますと、都市基盤環境学科というさらに小さいグループにいるわけなんですけれども、我々の目的というのは、防災と環境、これらをどうよりよくしていくかということなんですけれども、私は、どちらかという環境のほうに軸足がある研究者といえますか、分野なものですから、何かお役に立てればと思っております。</p> <p>今回、2期目になります。よろしく願いいたします。</p>
E 委 員	<p>杉並区の認定みどりのボランティア団体の「自然観察の会・杉並」という団体で活動しているEといいます。</p> <p>杉並区で生まれ育ちまして、もう通算では50年以上杉並に住んでいますの</p>

F 委員	<p>で、いろいろ自然環境にも興味があります。</p> <p>こういう審議会、初めてですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>Fと申します。杉並区の町会連合会から参加をさせていただいております。</p> <p>全般に環境、清掃、それが私どもとは切り離せないことということで、素人ながら伺って、一緒に勉強させていただくという形で参加をさせていただいております。よろしくどうぞお願いいたします。</p>
G 委員	<p>皆さん、初めまして。Gと申します。</p> <p>私は、東京商工会議所の建設分科会、前回まで分科会長がこちらのほうにお邪魔していたかと思えますけれども、その後任として、参加をさせていただきました。</p> <p>私の職業は造園業でございます、区内で造園業を営んでおります。</p> <p>また、東商のほうでは、地域振興委員会というところで、京王・井の頭ブロックのところでブロック長を仰せつかって、今、活動をしております。そちらのほうは防犯だとかいったことについての活動が主になって、地域振興ということもやっております。</p> <p>本業が造園業でございますので、緑ということについては大変興味を持っているところでございます。</p> <p>何分にも、審議会というのは、どういうことをやって、何をするのか、どう取りまとめていくのかということところが不案内でございますので、どうかご指導のほど、よろしくお願いいたします。</p>
H 委員	<p>初めまして。Hと申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私、専門は土木工学でございます、特にその中でも水産土木という分野で研究や調査などをさせていただいてまして、主に基盤整備などに関わる調査・研究をしているんですけれども、水産等の分野でもCO<sub>2</sub>の排出削減ですとか、あるいはカーボンニュートラルということが今の国の大きな方向性になっておりまして、私も研究などでそういったことにも関わらせていただいております。</p> <p>また、NPO法人マリネットワークというNPOの理事長もさせていただいておりまして、主に活動をしているところは、実は北海道の札幌が出身なものですから、北海道のほうのことをいろいろやらせていただいております。</p> <p>住まいは葛飾区のほうなんですけれども、今回、このような審議会に参加させていただくことになりました。初めてですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>I 委 員</p>	<p>いたします。</p> <p>皆様、こんにちは。初めまして。Iです。杉並区の消費者グループ連絡会に所属しております、このたび参りました。よろしくお願いします。</p> <p>杉並区消費者グループ連絡会というのは、環境のことにに関して学習会とか映画会などを実施しております。</p> <p>個人的には、体験型環境教育を毎月第2日曜日に善福寺公園で親子を対象に、水や、木や、野生の生き物を題材とした環境教育をしております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>J 委 員</p>	<p>皆様、こんにちは。Jです。</p> <p>私は、環境関係では、この中にたくさんいらっしゃると思いますけれども、環境カウンセラー。これはもう十四、五年前に取得した資格で、あとは、東京都の公害防止管理者ということをやっております。</p> <p>今日、緑関係の方、いらっしゃいましたけれども、私も十何年前、樹木医等を取得しまして、今、緑の森保全活動をしております。</p> <p>また、ご存じないかと思えますけれども、森林インストラクターという、森林を案内し、森林を守る活動をしております。</p> <p>たまたまお話を聞いておりましたら、委員C先生と九州大学を通じて何か縁があるなど。私も九州大学はずっと関わり合いがありましたので、ああ、懐かしいなと思って伺っておりました。</p> <p>杉並区久我山にもう二十五、六年前に住みついてから、私、環境省関係の新宿御苑のパークボランティアをずっと20年来やっておるんですけども、久我山に住んでいて、杉並区の緑のことにだんだん関心が高まりまして、浜田山の三井の森の跡の樹木調査なんかもいたしましたときに、杉並区の緑被率がどうなんだろうとか、1人当たりの公園面積はどうだろうかということに非常に関心を持って、杉並区のほうに、実は、私、自分の考える理想の杉並区ということで、作文を出したんですが、残念ながら宛先が違っておまして、杉並区の宛先のメールアドレスが数字とローマ字が、特に「O」と「ゼロ」、それから「R」というのが非常に見にくくて、自分のせいなんですけれども、間違っ出して、あらしまったなと思ってずっと見ていると、私が考えたような方向に杉並区のほうでどんどんみどりの基本計画とか進んでいるんで、安心しているんですね。</p> <p>だから、非常に興味を持って、これらはもう詳細に入ってきております。今</p>

K 委員	<p>後ともよろしく申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。また、初めまして。区議会議員枠でこちらに参加させていただきました杉並区議会議員のKです。</p> <p>区議会のほうでは、都市環境委員会の委員長をさせていただいておりますので、こちらの審議委員として参加させていただきましたが、またすぐ委員会も年度が終わると替わってしまうので、もしかしたら今回で最後になってしまうかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
L 委員	<p>引き続きまして、区議会の枠で参加しております区議会議員Lでございます。</p> <p>区議になる前に、20年間住宅の設計に携わってまして、その関係もあって、ゼロカーボンシティを目指すという中で、省エネ住宅であるとか、脱炭素化まちづくりだとか、あとはこういった本庁舎もそうなんです、公共施設の省エネ化、こういったことに取り組んでいる次第です。どうぞ、今日もよろしくお願いいいたします。</p>
M 委員	<p>初めまして。Mといいます。</p> <p>公募で初めての参加となります。今後ともよろしく申し上げます。</p> <p>私は、コスタリカ共和国というところに1年半、JICAのボランティアで行ってまいりまして、パンデミックの影響で緊急帰国をしました。</p> <p>その後、中学から住んでいた杉並に戻ってきまして、清掃局の臨時職員で働いたこともあり、環境に関して高い関心を持っています。また、2007年には東京国際映画祭の環境部門で公式上映作品を出品したりしました。</p> <p>これから2年になりますけれども、皆さん、よろしくお願いいいたします。</p>
N 委員	<p>Nと申します。よろしく申し上げます。</p> <p>私は杉並産業協会のほうから参加させてもらっているんですけども、正直なところ、皆さんみたいに専門の話は何も知識として持っていないんです。</p> <p>つい最近まで、杉並区の中学生駅伝大会の実行委員のほうをしておりました、それが終わったので、やっとお役ごめんかと思いましたら、今度はこちらのほうへ行けと言われてまして来たような次第でございまして、全く無知でございます。</p> <p>ただ、強いて言えば、会社が杉並区にありまして、今、文大杉並の生徒さんたちが取り組んでおります使い捨てカイロを回収しているプロジェクトをやっているんですね。それに去年から協力させていただきまして、我が社でも、</p>

<p>O 委員</p>	<p>今、会社の前にカイロ回収ボックスを置きまして集めております。</p> <p>何でそんなことをしているのかと聞きましたら、このカイロがよりよいい水を作る元になるということ盛んに言われていまして、かなりの量が集まってきております。これも一つの地域貢献であると思っております。</p> <p>そんなことをして、そのぐらしか話すことがないんでございますけれども、これからもひとつどうかよろしくお願いいたします。</p> <p>Oと申します。よろしくお願いいたします。杉並区の商店会連合会というところからやってまいりました。</p> <p>商店または商店会、そのものが資源であるという見方を持っています。よろしくお願いいたします。</p>
<p>P 委員</p>	<p>皆さん、こんにちは。Pと申します。杉並建築会の枠ということになっておりますが、長年小学校・中学校での環境教育プログラムの開発というのを一緒にやっております、この流れの推薦ということなんですが、本業は早稲田大学の建築学科で先生をしております。専門は、まさにゼロエネルギーの建物であったり、カーボンニュートラルというようなことを専門にしております。</p> <p>今日の議題であるかどうか分からないんですが、屋上緑化、緑化の話が出てまいりますが、最近、屋上をいかに緑化するのか。ただ緑化するだけでなく、できれば畑にしてほしいという活動をしておりまして、ぜひ協力したいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>Q 委員</p>	<p>どうも皆様、初めまして。Qと申します。私は、一般財団法人の杉並正用記念財団から推薦された者です。</p> <p>正用財団といってもぴんと来ないと思いますが、これは杉並清掃工場の設立時にできた財団でございます。</p> <p>杉並のごみ戦争を思い出していただくと分かると思うんですが、高井戸のところに、昔は田んぼだったんですけれども、そこにいわゆる清掃工場を建てた。地元と都の間ではごみ戦争というふうに非常に時間をかけたんですが、今、日本一という立派な清掃工場ができました。これによって、杉並区内の清掃関係、あるいは東京都の清掃環境も非常に発展してきておりますけれども、ごみの問題というのは非常に大きな社会問題だと思うんです。</p> <p>プラスチックの問題が起これば海の関係、生態系についても非常に大きな影響を持っています。そのほか、杉並区というのは緑、周り中も非常に立派ですけれども、ごみの関係では落ち葉の関係。よくボランティアで落ち葉を</p>

R 委員	<p>掃くとかいろいろありますけれども、こういったものについても、清掃関係、環境問題としては非常に重要なものだと思います。</p> <p>私は初めてこういう立派な会議に出席させていただきますけれども、今後ともひとつよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>皆様、こんにちは。Rと申します。上智大学に所属しています。</p> <p>私は3期目になりまして、専門が環境教育論なんですけれども、持続可能な地域の担い手を育むという広い意味での環境教育論に携わっています。</p> <p>杉並区民ではありませんけれども、よそ者としてというか、外側に住んでいる者として何か少しでも貢献できればいいなと思っています。</p> <p>私は、高度経済成長期に小学生時代を過ごしたというか、三重県出身で四日市公害を体験しまして、そのときの記憶が今のお仕事につながっているかと思っています。どうぞよろしく願いいたします。</p>
S 委員	<p>皆様、こんにちは。すぎなみ環境ネットワークのほうから参加させていただきますSと申します。</p> <p>すぎなみ環境ネットワークは、高井戸清掃工場の隣でリサイクルひろば高井戸のほうですとか、あとは環境関係の各種講座等を行わせていただいている団体となります。</p> <p>私、社業のほうは杉並のほうで全く別のことをさせていただいておりましたので、法人をやっている関係でこのような会に本日参加させていただいて、少しでもスタッフの中でそういった環境意識の調整が図ればなというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。</p>
T 委員	<p>Tでございます。3回目でございます。杉並環境カウンセラー協議会から来ております。</p> <p>環境カウンセラーというと、環境省に登録をした環境人材の団体でございます。事業者部門と市民部門があります。</p> <p>事業者部門は、エコアクション21という環境省が立ち上げた中小企業版の環境マネジメントシステム。その審査とか、その他いろいろ。</p> <p>市民部門は、杉並区内の学校支援とかいろいろな場所で、善福寺川が中心ですが、樹木観察、野鳥観察、植物の観察、その他クリーン大作戦などを、大体年間を通して月1回とか2回開催をして、区民の方と一緒に環境を考えましょうという活動をしております。よろしく願いいたします。</p>

U 委 員	<p>皆様、初めまして。私は、東京中央農業協同組合から来ておりますUと申します。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
	<p>農協というところからお分かりになるかと思いますが、私はふだんより杉並区内の農地保全、それから緑地保全に力を入れさせていただいているところでございます。</p>
	<p>本日伺っておりますと、非常に幅広いメンバーの皆様方に参加をいただいているところでございます。ぜひ皆様方のお力をそうした農地・緑地保全におかしたいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
環 境 課 長	<p>どうもありがとうございました。</p>
	<p>委員の皆様、改めまして、どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
	<p>なお、V委員につきましては、本日、所用がございまして欠席というお話をいただいております。</p>
	<p>続きまして、本日出席の区側説明員を紹介させていただきます。</p>
	<p>まず、環境部長でございます。</p>
環 境 部 長	<p>環境部長です。先ほどご挨拶させていただきましたが、引き続きどうぞよろしくお願いたします。</p>
環 境 課 長	<p>続きまして、環境部ごみ減量対策課長でございます。</p>
ごみ減量対策課長	<p>ごみの減量ということで皆様方にご協力いただいております。</p>
	<p>今、ごみ・資源の収集カレンダー、分け方・出し方ということで全戸配布させていただいております。薄緑色のものが新しく来ていると思いますので、ぜひそれをご覧いただきまして、適切な分別にご協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
環 境 課 長	<p>続きまして、環境部杉並清掃事務所長でございます。</p>
杉並清掃事務所長	<p>どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
環 境 課 長	<p>続きまして、都市整備部みどり施策担当課長でございます。</p>
みどり施策担当課長	<p>みどり施策担当をしております。</p>
	<p>生産緑地を含めて、緑地の保全等、あるいはみどりの基本計画等をやっておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>
環 境 課 長	<p>続きまして、都市整備部建築課長でございます。</p>
建 築 課 長	<p>建築課長でございます。よろしくお願いたします。</p>
環 境 課 長	<p>なお、本日、都市整備部参事管理課長事務取扱、それから都市整備部参事み</p>
	<p>どり公園課長務取扱でございますが、所用により欠席ということでございま</p>

	<p>す。</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、環境清掃審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、会長の互選をさせていただければと思います。</p> <p>会長の選任方法につきまして、何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>特にないようであれば、事務局のほうからご推薦という形でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
環 境 課 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局よりご推薦をさせていただきます。</p> <p>前期まで副会長職を担われておられましたR委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔（拍手）〕</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様のご承認もいただきましたので、R委員、第十期環境清掃審議会の会長をお願いできますでしょうか。</p>
R 委 員	<p>お受けさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。</p>
環 境 課 長	<p>それでは、よろしくお願いをいたします。</p> <p>恐れ入りますが、会長席のほうへお移りいただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">〔R会長会長席へ移動〕</p>
環 境 課 長	<p>それでは、R会長に会長就任のご挨拶、それから引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>ご推挙いただきまして、第十期環境清掃審議会会長を仰せつかりましたRでございます。身に余る大役でございますけれども、皆様とともに議論しながら職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただく前に、副会長の選出をしたいと思えます。</p> <p>副会長の選出は、環境清掃審議会条例施行規則第5条の規定により委員の互選となっています。副会長の選出方法について、皆様、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、私からご推薦させていただくということで、今期が2期目となりまして、これまでの状況や経緯などについてもご存じのD委員にお願いできればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔（拍手）〕</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>D委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>D 委 員</p> <p>会 長</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、どうぞこちらの副会長席にお移りください。</p> <p style="text-align: center;">〔D副会長副会長席へ移動〕</p>
<p>会 長</p> <p>D 副 会 長</p>	<p>それでは、D委員、一言お願いいたします。</p> <p>副会長を務めさせていただくことになりましたDです。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど自己紹介を一通り話させていただきましたので、これからは皆様のご意見をお聞きして、勉強させていただきながら務めさせていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔（拍手）〕</p>
<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>D副会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、環境清掃審議会条例第4条第3項に定める職務代理者についてですが、こちらは会長が指名することになっておりますので、副会長のD委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、次第に沿って、7、環境清掃審議会所掌事項の説明につきまして、関連事項を含め、事務局からお願いします。</p> <p>それでは、まず本日の資料につきましてご確認をさせていただければと思います。</p> <p>本日、席上にてご配付した資料でございますが、まず「次第」、それから「席次表」、それから「杉並区環境清掃審議会委員名簿」、それから「杉並区環境清掃審議会の所掌事項等について」、これは資料1でございます。次に、「中野四丁目新北口駅前地区の市街地再開発事業の概要」、これは資料2でございます。「東京都環境影響評価制度パンフレット」、これが資料の3でございます。それから「環境影響評価書案に対する区長意見について（諮問）」、</p>

これが資料4でございます。それから「『（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業』に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見と環境影響評価書案」の抜粋資料、これは資料5でございます。それから「環境影響評価書案に対する区長意見について」、これが答申案ということで、資料6でございます。それから「『杉並区みどりの基金』の運営状況について」、こちらが資料7となっております。

ない方はいらっしゃらないですか。大丈夫ですか。

次に、事前に郵送にてご配布させていただきました資料でございますが、「第80回杉並区環境清掃審議会会議記録」、こちらは案でございます。次に、「『（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業』に係る環境影響評価書案の縦覧及び意見書の提出手続きについて」、これが2つ目でございます。3つ目が、「中野四丁目新北口駅前地区の市街地再開発事業の概要」、それから4つ目が、「東京都環境影響評価制度パンフレット」、それから5番目が、「『（仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業』に係る環境影響評価書案に対する区長意見について（諮問）（案）」、それから6番目が、「大規模建築物等の報告」の6点でございます。

資料不備等がございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

資料の配布が2段階となりまして分かりづらくなってしまい、大変申し訳ございませんでした。不足なければ、このまま説明を進めさせていただきたいと思っております。

それから、机の上に置かせていただいている厚いファイルでございますが、こちらは根拠法令、関連法令等がつづってございまして、会議中に委員の皆様がご活用をいただければと存じます。

なお、このファイルにつきましては、会議終了後は事務局で再度保管をさせていただきます。お持ち帰りにならないようご注意のほど、よろしくお願いをいたします。

また、先ほど来のお話に出てございますとおり、本日は第十期で集まる初めての会議でございまして、半数程度新たに委員となられた方がいらっしゃいます。議題に入る前に審議会の設置目的や所掌事項などにつきまして、ご説明させていただきたいと存じます。

お手元の資料1「杉並区環境清掃審議会の所掌事項等について」をご覧いただければと思います。

まず、本審議会の所掌事項でございますが、区長の諮問に応じて、杉並区環境基本計画及び杉並区環境配慮行動指針に関する事、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本方針に関する事、その他重要事項、これは資料記載のとおり環境清掃審議会施行規則第2条に規定されてございますが、このことにつきまして調査・審議をしていただき、答申をしていただくとともに、意見を述べる事ができると規定されてございます。

また、具体的な事項といたしまして、本日議題とさせていただきます東京都環境影響評価条例に規定する環境影響評価書案に対する区長意見、それから、杉並区のみどりの基金条例に規定する基金の運用に関する事などがございます。

続きまして、区からご報告させていただきますものがございます。

特に定めのあるものといたしまして、環境基本条例で規定する環境基本計画及び環境配慮行動指針に関する施策の状況の報告がございまして、こちらは環境白書という形でご報告をさせていただきますいております。

また、杉並区のみどりの基本計画を策定しようとする際には、みどりの条例において当審議会の意見を聞くということになってございます。

そのほか、本日の議題とさせていただきますいておりますが、「大規模建築物等の報告」につきましては、環境清掃審議会条例施行規則第2条第6号のその他会長が特に必要と認める事項といたしまして、報告をさせていただきます。

なお、資料の下段には、現行の各計画の期間につきまして記載をさせていただきます。今年度から新たに杉並区基本構想が始まりまして、それに伴い環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画の見直しを図りまして、周期を令和12年度までとさせていただきます。また、みどりの基本計画につきましては、現行の計画が平成22年に改定をしたものでございますが、今後、改定を予定してございます。

本日は、新たな委員も多数いらっしゃいますので、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、みどりの基本計画につきまして、概要をご説明申し上げます。

まず、環境基本計画でございますが、机上のファイルをご覧くださいと思います。

このファイルの中に「杉並区環境基本計画 概要版」をつづってございますので、そちらをご覧くださいと思います。

分かりにくくて申し訳ございません。ファイルの横の青いタブの3つ目ぐら

いです。ファイルのつづりは真ん中ほどでございますが、こちらに環境基本計画をつづってございます。その環境基本計画には本編の後ろ側に概要版がございますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

よろしいでしょうか。

そちら、概要版をお開きいただきまして、3ページ上段をご覧くださいいただければと思います。

環境基本計画は、環境基本条例第9条に基づきまして、地球の環境を総合的かつ計画的に保全して、もって地球環境の保全にも貢献していく計画でございます。

新たな杉並区の基本構想が目指すまちの姿、「みどり豊かな 住まいのみやこ」、こちらの実現に向けた環境分野における計画でございます。区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示す計画でございます。

お戻りいただきまして、2ページの上段をご覧くださいいただければと思います。

また、杉並区は、令和32年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする2050年ゼロカーボンシティを目指すことを令和3年11月に表明いたしました。温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市として発展してきた杉並区の環境を将来世代に引き継いでいくため、全力で取り組んでまいります。

恐縮でございます。4ページをご覧くださいいただければと思います。

新たな基本構想で将来像の一つとして掲げる「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」の実現に向けまして、「気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる」、「資源を大切にするまちをつくる」、「自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる」、「区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる」、「誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できるまちをつくる」といった5つの基本目標に基づきまして、様々な事業の計画化を図っておるところでございます。

また、現在、杉並区地球温暖化対策実行計画の策定に向け、鋭意準備を進めてございますが、今後、当審議会にご報告する予定でございます。

次でございます。杉並区一般廃棄物処理基本計画でございますが、机上にご配付してございます冊子のほうをご覧くださいいただければと思います。

「杉並区一般廃棄物処理基本計画 概要版」1ページ開けていただき、左上段をご覧くださいいただければと思います。

杉並区一般廃棄物処理基本計画、こちらが廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づきまして、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めるものでございます。杉並区総合計画、杉並区実行計画及び環境基本計画と整合を図りつつ、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画に加え、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく食品ロス削減推進計画を包含するものでございます。

新たな基本構想で、将来像の一つとして掲げる「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」の実現に向け、まず、ごみ処理基本計画といたしまして、基本目標を「資源を大切にすまちをつくる」と定めまして、ごみ資源の発生抑制の推進、さらなる資源化の推進、ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保、区民、事業者等との協働、多様な媒体を活用した啓発活動の充実、継続的な進行管理と効率的・効果的な組織の見直し、さらには、生活排水処理基本計画といたしまして、家庭から排出されるし尿の収集・運搬の実施、事業活動に伴って排出されるし尿等の処理について、事業者処理責任の徹底を、加えて、食品ロス削減推進計画といたしまして、食品ロス発生抑制のための普及啓発活動、食品ロス削減を推進させるための仕組みづくりをそれぞれ規定しておるところでございます。

続きまして、机上にご配付してございます「杉並区みどりの基本計画」でございます。資料の概要版をご覧くださいいただけます。

よろしいでしょうか。

現計画につきましては平成22年に改定されたものでございまして、緑の保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法に基づき策定した緑に関する総合計画となっております。

資料をお開き、さらに観音扉をお聞きいただいた一番左側のページをご覧くださいいただけます。

上段でございますが、「みどりの将来像」。こちらと中段には5つの基本方針を掲載してございます。そして、下段には3つの目標を記載してございますが、本年度は10月に区制施行90周年を迎えましたが、区制施行100周年に当たる令和14年を目標年次といたしまして、緑被率25%、公園や広場などに満足している区民の割合80%、接道部緑化率30%の目標を定めてございます。

そして、この目標を実現するため、右側のページをご覧くださいいただけますが、右側のページに記載しております39の施策に取り組んでいるところで

<p>会 長</p>	<p>ございます。</p> <p>5年ごとに実施をしておりますみどりの実態調査の結果が夏頃にまとまり、その結果を踏まえて改定を進める予定で、現在、準備を進めておるところでございます。今後、本審議会にもご報告を申し上げるということで進めてまいります。</p> <p>雑駁でございますが、私からは以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>議題ではございませんが、今までのところで確認したい点やご質問などございませんか。もしございましたら、挙手をお願いします。</p> <p>今後の議題の関係もございますので、もし何かご発言なさるときには、恐縮ですけれども、手短にお願いできればと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に戻っていただきまして、「8 議題」に入らせていただきます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>諮問事項の「『(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業』に係る環境影響評価書案に対する区長意見について」、事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き私のほうからご説明を申し上げます。</p> <p>それでは、まず今回の議題の概要と併せて、これまでの経過、それから東京都知事に対する意見の案の順でご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、本日、お配りをさせていただいております資料の中のA4横カラー刷りの資料の2、「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区の市街地再開発事業の概要」の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、本件は中野駅北口、現在の中野サンプラザと中野区役所がある部分につきまして、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホールなどを備えた高さ約250メートルのビル。これは規模で申し上げますと、池袋のサンシャイン60よりちょっと大きいぐらいなビルでございますが、この建設計画がございます。</p> <p>「これまでの経過と今後の予定」につきましては、資料の左下に記載してございますが、平成30年3月に中野四丁目新北口地区まちづくり方針が策定されまして、平成31年3月に都市計画道路の変更、土地区画整理事業の決定などにつきまして都市計画決定がなされてございます。その後、記載の手続を踏まえて、令和5年6月に第一種市街地再開発事業や高度利用地区などの都市計</p>

画決定を経て、令和10年度に全体の竣工を予定してございます。

次に、本日、ご配付させていただきましたA4縦の資料3をご覧ください。こちらが東京都環境影響評価制度になってございます。

まず、資料の表紙をご覧ください。

環境影響評価とは、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価いたしまして、内容について住民や関係自治体などの意見を聞くとともに、専門的立場からその内容を審査することによりまして、事業の実施による環境への影響をできるだけ少なくする取組と一連の手続をいいます。

冊子の9ページをご覧ください。こちらが根拠となる東京都環境影響評価条例でございます。

この条例は、第1条の「(目的)」に、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的といたしまして、公害の防止であったり、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等につきまして、適正な配慮がなされることを期し、定められたものでございます。

今回の諮問・答申の議題は、この条例に基づきまして、東京都知事から杉並区長が意見を求められたものと理解をしていただければと思います。

そのため、本日、ご配付しました資料4として、諮問文を配付させていただいております。区長から本審議会に対して諮問されたものでございます。

資料3の一、二ページをお開きいただき、フロー図をご覧ください。

このフロー図の側面をご覧ください。赤とか青とか四角で囲ってある部分があるかと思いますが、水色の四角が関係区市町村長が行う手続でございまして、本件につきましてはこれまでも手続を踏んできてございまして、水色の部分の一番下のほうにピンク色の「意見」と書かれている枠が2個ございますが、左側から1つ目の意見は令和4年2月段階で既に東京都知事宛てに意見を提出してございます。

本日の諮問に関する手続といたしましては、水色の部分の右側の「意見」、これはピンク欄の部分でございまして、これを区長が都知事宛てに提出するに当たりまして、環境清掃審議会条例施行規則第2条第2号の規定に基づき本審議会に諮問し、答申をいただくものでございます。

なお、本議題につきましては、中野の北口のお話でございまして、後ほどご説

明の中で触れますが、高円寺の北、高円寺の南の一部の地域に影響を及ぼすおそれがあることから東京都知事より意見を聞かれておりますので、意見を返すという形でご理解いただければと思います。

また、その影響に関しては、環境影響評価制度では、対象事業の事業計画案から、環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出いたしまして、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討いたしまして、項目といたします。

今ご覧になっている資料の7ページをお開きいただければと思います。

7ページ下の部分でございます。記載のとおり、緑の枠で囲ってある項目があろうかと思いますが、制度的には、大気汚染であるとか、水の循環であるとか、温室効果ガスであるとか、全体で17項目の評価項目がございます。

本件の計画全体といたしましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、日影、電波障害、景観など、これまで12項目を選定いたしまして、それぞれ調査を行ってきてございます。

そのうち、杉並区に影響を及ぼすおそれのあるものといたしまして、大気汚染、それから騒音・振動、日影、電波障害、景観がございまして、これまでの手続の中で選定をしてきているところでございます。

資料が飛び飛びになって申し訳ございません。資料の6、答申案をご覧いただければと思います。

こちらが、事業者が行った評価を踏まえまして、区長への答申案という形で確認をさせていただければと思います。

まず、「1 全体的な意見」でございますが、総論的な事項でございます。「住民への説明等」、「区民の意見・要望等」、それから「公害等の防止に向けた法令等規制値への対応」に関しまして、記載のとおり意見を申し出たいというふうに考えてございます。

この中では、特に(3)におきまして、重機使用による窒素酸化物などにつきまして、最新の工法の採用等により公害対策に万全を期すことを求める旨、申出を行うという形で進めてまいりたいと思います。

資料5をご覧いただければと思います。こちらで各項目の影響につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1枚目でございますが、令和4年2月25日付で既に東京都知事に提出をいたしました調査計画書に対する区長意見でございます。

このうち、今回の評価書案につきましては、対応している項目がございます。資料5の2ページ以降が評価書案の抜粋となっております。

まず、1枚おめくりいただきまして、ページの下部に「231」と書かれているページがございますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。こちらが、調査計画段階の意見でございます。

このページの中段、調査計画書に対する区長意見の1の(3)で、大気汚染、騒音・振動等につきまして触れてございますが、3行目、交通安全の確保についての意見に対しまして、次の35ページでございますが、またその次38ページをご覧くださいいただければと思います。施工計画につきまして、「工事用車両」の項目で6行目以降に交通安全にも配慮した計画とする旨、対応してございます。

資料の2枚目にお戻りをいただければと思います。

次に、231ページにお戻りいただきまして、こちらの上段の「全体的な意見」の「(3) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応」の中でアスベストの対応についての意見に対し、5枚ほどおめくりをいただきまして、資料下部のページ213をご覧くださいいただければと思います。

こちらでは、「環境保全のための措置」といたしまして、「①予測に反映した措置」として、項目の3つ目、4つ目、5つ目で適切に処理するという形で対応してございます。

また資料の2枚目にお戻りをいただければと思います。

中段の「(4) 杉並区における環境保全に関する計画等」をご覧くださいいただければと思いますが、こちらの意見に対しましては、6枚ぐらいいめくった55ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらが「環境保全に関する計画等に配慮した事項」で、「計画等の名称」欄にございますとおり「杉並区基本構想(令和4年1月)」、裏面には「杉並区環境基本計画」、こちらにつきまして最新の計画を反映したものとなっております。

資料の2枚目にまたお戻りをいただければと思います。231ページでございます。

この231ページ下段でございますが、次に「電波障害」でございます。

こちらの電波障害に対しましては、8ページほどおめくりをいただきまして、261ページ以降に対応状況を記載してございます。

その表記してあるページの裏面をご覧くださいいただければと思いますが、こちらに

電波障害に関する対応状況のための地図を掲載してございまして、地図の上段、矢印があらうかと思いますが、こちらが電波到来方向の矢印を示したものでございます。要は、東側から電波の影響を受けるため、その地図の中にある番号を評価地点としてそれぞれ調査しております。

その評価につきましては、次ページ以降に、丸印で書かれた数字と対応する形でそれぞれの地点の評価につきまして、AからEというランクで評価しております。

ここで申し上げたいのは、この電波の影響につきましては、地図上の①をご覧いただければと思うんですが、新しく建設をされる建物のすぐ脇以外は電波の障害をほぼ受けないというような結果が次ページ以降に掲載されてございます。

要は、杉並区の高円寺北の地域、さらには高円寺南側はもともと評価もしないほど影響ないんですが、こちらには影響を受けないということでご理解を頂戴できればと思います。

それから、先ほどの資料2枚目、231ページにお戻りいただきまして、資料下段の「日影」に関してご覧いただければと思います。

日影の影響に関しましても調査を行っておりますが、こちらは資料の11枚目、151ページをお開きいただければと思います。

こちらの151ページに日影に関する影響につきましてご説明申し上げておりますが、1ページおめくりいただいて、その次でございます。157ページをご覧いただければと思います。こちらが冬至日の時刻別日影図となっております。

ご覧のとおり杉並区への影響は、こちらの表では確認できません。

一方で、こちらの予測は、朝8時から夕方4時という形で、日影がどう動くかということで表記をさせていただいておるところでございますので、日の出から朝8時までの間に対する意見というところも考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

現段階で、冬至の日の朝8時の段階では杉並区内には全く影響を受けないというようなことがございますが、それより前については、日影のお話というのは、若干、区に引っかかるということも考えられております。

それでは、231ページにお戻りいただければと思います。

下段の「その他」でございますが、事業計画の追加、それから変更が生じた場合の評価書案において対応することにつきましての意見に対しまして、資料

の一番後ろの11ページにそれぞれ修正の内容と修正理由を記載してございます。

具体的に、いろいろな修正事項の項目につきまして、修正内容、修正理由をそれぞれ掲載させていただいております。

調査計画書段階で提出いたしました区長意見への対応は、以上のとおりでございます。

それを踏まえまして、今般の答申案を作成しているということでご理解を賜ればと思います。

それでは、資料の6答申案をご覧ください。

まず、「1 全体的な意見」でございますけれども、総論的な事項である「住民への説明等」、「区民の意見・要望等」、「公害等の防止に向けた法令等規制値への対応」に関しまして、記載のとおり意見を申し入れるものということでご考えてございます。

次に、その下「2 評価項目に関する意見」をご覧ください。

まず、「大気汚染、騒音・振動」の部分でございますが、本件は中野区内で行われるものでございますので、一定の距離があれば区内に影響を及ぼすことはあまりないというふうに考えられます。

一方で、工事の規模が極めて大きく、また、長期間となり、多数の工事関係車両の往来が想定されること、また、当該地へのアクセスは環状7号線及び早稲田通り、こちらが主となると見込まれ、交差する大和陸橋の交差点、環状7号線、早稲田通りと交差しているところでございますが、ふだんより交通量が多く、しばしば渋滞も発生していることから、意見といたしまして、工事用車両及び関連車両の影響について、可能な限り把握するよう求める意見を提出したいと思っております。

次に、「日影」でございますけれども、先ほどもご覧いただいておりますが、冬至の日のシミュレーションでも日影の影響を受けないと想定されますが、一方で、これは朝8時の段階のお話でございますが、その前の時間、冬至の日は日の出が6時57分ぐらいのはずでございますので、その前の時間については、意見の記載のとおり7倍以上の日影を生じることも考えられるため、答申案では「いつでも住民等に説明できるようにご配慮願います。」としてございます。

次に、(3)の「景観」でございますが、想定されるのは、反射光等の影響な

<p>会 長</p>	<p>どがございますが、それ以外にも照明の配置、配光につきまして、環境影響がないよう景観環境への配慮を求める旨、意見としてございます。</p> <p>このほか、電波障害などに関しましては、先ほどご説明いたしましたとおり、区内ではほぼ生じないとの評価がされてございますので、特段の意見の申し述べはないこととして、案を作成したところでございます。</p> <p>私からの説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この答申案に対して、これからご意見・ご質問をお聞きいたしますけれども、本事項の審議につきましては、区長意見として東京都へ提出するに当たっての皆様のご意見をいただき、審議会からの答申案につきまして、ご審議いただくものです。各委員個別に意見もおありになるとは思いますが、審議会として答申をするものとしてご理解をいただければと思います。</p> <p>また、諮問されている事項は区長意見についてであり、事業自体の実施などについてのご意見を伺うというものではないというのを、この点をご理解いただければと思います。</p> <p>それでは、この答申案に対してご意見・ご質問などございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>すみません。答申案ではないんですけども、質問を1点、後学のために伺いたいんです。</p> <p>私の専門外なんであれなんですけれども、先ほど杉並区には日照の日影は影響ないんですけども、何か中野区には多大な影響があるように見受けられるんですけども、これというのは、もちろん杉並区さんにほとんど関係のあることではないんですが、この日照問題というのは、中野区さんはこうなりますよという単なる説明になるんですか。それとも、こうなりますから許容してくださいということになるのか。それとも、これを何とかしてくれとか、そういう意見も出たりするんでしょうか。単に、教えていただければありがたいということなんですけれども。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>当然、環境影響評価ということで、これと同じものが同様に中野区に対しても行われております。</p> <p>当然、中野区の中では日影に関してはがっちりかかってくるお話でございますので、例えば、事業者に対する要望であるとか、意見であるとか、そういったようなものというのは中野区でおまとめになって、東京都知事に出すという</p>

	<p>ことで対応しているはずでございます。</p>
C 委 員	<p>その結果、例えば、計画は変えられたりすることがあるかということなんです。建物の高さを低くしろとか、そんなことは普通はあり得ない。</p>
環 境 課 長	<p>一般的なお話といたしましては、例えばそういう計画があつて、今、日影のお話でございましたが、電波障害なんかであれば、はっきり電波障害が出るよということであれば、別のアンテナを立てて対応するとかいったようないわゆる対処的な対応になってくるかと思います。</p>
C 委 員	<p>日影はそんなことできませんよね。</p>
環 境 課 長	<p>日影はなかなか難しいと思います。</p>
C 委 員	<p>ご理解いただくような感じでという感じなんですね。</p>
環 境 課 長	<p>そうです。</p>
C 委 員	<p>分かりました。どうもありがとうございます。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>それでは、M委員、お願いいたします。</p>
M 委 員	<p>質問と確認なんですけれども、既に2月の25日に出されたということですね、先ほどの資料の説明で。</p>
環 境 課 長	<p>それは去年ですね。</p>
M 委 員	<p>去年ですね。</p> <p>評価項目に関する意見で、杉並区に影響を及ぼすというところで多くあるんですけれども、閲覧のほうをさせていただいたんですが、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化という項目がありました。中野区の場所は2つの河川に挟まれている場所ではあるんですけれども、工事内容の中で、盤ぶくれなどの表記で、ある程度水圧が確認できるような表記がありました。</p> <p>中野区は湧水地点がない。杉並区はたしか2か所あるはずなんですけれども、ここら辺に関しての影響がないと判断したわけですね。もう既にそういった話合いが行われた上でのことかということ。また今回の提出にあたってのところで、交通の車両の中、建築の中で、待機車両が非常に心配だと思ふんです。要望として、待機車両を当然建築の場所の中である程度の台数を待たせられるようなものに要請できるのかどうか。この2点をお伺いしたいと思ふます。</p>
環 境 課 長	<p>まず、待機車両の今のお話でございますが、それは工事をする中で、例えば</p>

<p>会 長 M 委 員</p>	<p>警大の跡地、中野の北側は広い道が通しております。早稲田通りの南側にいろいろありますので、そこを使うであるとかいったような形で対応することになるかと思えます。</p> <p>それから、湧水につきましては、前回の意見の中で、多分、下流域にあるから大丈夫であろうということで、評価項目としては外しているはずでございます。</p> <p>そのときの判断があったかと思うんですが、そこについては影響ないというようなことで判断したものでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>これに関しての質問を続けていいですか。</p> <p>工事車両のほうですけれども、早稲田通りのほうで、そこに何時に入りなさいと入構を許可されるまで待つようなことを認識されると思うんですが、早稲田通りのほうは割とブルーのゾーンで、自転車の通るようなところが多い。今、区長は、杉並区自転車の通りやすい町づくりを表明しています。ここで交通事故等が懸念されると思うんですけれども、何かの対策を要請することをお願いしたい。</p> <p>ひとつ、湧水がないということは一応検討されたということですが、下流域なので、非常に少ない面積ではあるかもしれないんですけれども、東京では雨水から地下水に流入するところが、かなり都市部ではないと思うんですけれども、逆にいうと水が漏れてしまって沈下とかということの影響の評価はされましたでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>まず、1つ目の交通の話でございますけれども、それにつきましては、一応懸念事項ということで、工事車両の話を取りあえず上げさせていただきました。</p> <p>個別に早稲田通りにどうのこうのとかいうお話ではなくて、周辺事業の実施に伴う工事車両及び関連車両の影響について可能な限り把握してくださいと。それが問題となれば……。</p> <p>計画的に効率的な工事を実施すると。それから、交通への影響について適宜努めると。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、こちらの影響の低減に努めるという旨、事業所のほうから出されておりますので、結論としてはそうなっているというところでございます。</p> <p>ただ、当然、施工会社のほうにもそういったお話が多分来るでしょうから、</p>

<p>M 委 員 環 境 課 長</p>	<p>今、ご提案というか、ご意見にございましたなるべく敷地内にトラックを入れるとかいったような工事のやり方というのは、当然のごとくされるだろうというようなことで考えているところでございます。</p> <p>湧水……。ちょっとお待ちください。</p> <p>湧水というか沈下のほうでも。</p> <p>地盤沈下につきましても、事業者のほうで、当然、影響の評価というのは行っておりまして、影響を与える可能性はありますが、杉並区の中で地盤沈下が起きるといったことというのはあまり影響が考えられないのかなというところで、評価は外しているはずでございます。</p>
<p>M 委 員 環 境 課 長</p>	<p>それは過去に審議されたということですか、必要か必要じゃないか。</p> <p>もともと一番最初に事業者側が行った評価を行う前に、それぞれ懸念する事項については、先ほどご紹介申し上げたとおり、17の項目中12項目、これを影響があるんじゃないかということで杉並区としては考え、その地域、5つの点について意見を申し述べた。</p> <p>事業者のほうから、全体の水色の評価というのが、今、縦覧をしているところでございますが、この中では、評価の指標とした地盤沈下、または地盤の変形により、周辺建築物等に影響を及ぼさないことを満足すると考えるということで、影響はないんだというようなことのご報告はいただいております。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>その評価の中では、ほぼ全ての項目が影響が少ないとなっています。だから、実行段階に来ているんですけども、杉並区としての関わり合いに関しても既に協議されたから項目を外したということについてお聞きしたわけです。</p> <p>今、分からなければ、大丈夫です。</p> <p>中野区より、多分杉並区のほうが、各資料が全図書館にも置いていて、非常に見やすいところにありご配慮ありがとうございます。</p> <p>以上となります。</p>
<p>会 長 P 委 員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>すみません。短めに。</p> <p>1つは景観なんですけれども、前回の区長からの意見で景観に触れられたわけですが、事業者側から景観についての回答というのはなかったんですか。資料の中にないので、あったか、なかったかということ。それが1つ目。</p> <p>それから、もう一つは、電波障害なんですけれども、回答書を見ると、住宅はないので、まあいいでしょうという話なので、じゃ、事業所は電波障害が起きた</p>

	<p>ら、別にそれはいいんですかという話と、それから、仮に電波障害が起きた場合に何をするのかというところが、「適切な対策を講じる」ということしか書かれていないので、それは一体何なんだという話が分からないので、何とも……。じゃ、オッケーですと言いようがないんじゃないかなという気がします。</p>
環境課長	<p>まず、景観につきましては、懸念事項として杉並区からの意見を出させていただいておりますけれども、これからのお話になりますので、その建設の中で景観配慮というようなところでご意見を出していくことなのかなというふうに考えています。</p>
P 委員	<p>いや、手続論として、区長が意見を出したんだから、それに対する回答はあるべきじゃないかと思うんですけれども、なかったということなんですか。</p> <p>一応、区長が意見を出したわけ……</p>
環境課長	<p>意見を出した後でこれができるまでと。</p>
P 委員	<p>ですよ。だけれども、区長の意見に対応するものとして出てきているわけなので、区長が配慮しなさい、配慮してくださいとお願いをしているわけなので、それについてはこういうふうに配慮をしますという回答があるべきですよ。</p>
環境課長	<p>この計画の中にその旨の……。今回は資料として景観につきまして抽出をしてお示ししてございますが、地域の景観の特性といたしましては、中野の駅に位置しており、にぎわいの拠点となっていると。それで、主要幹線道路に隣接して、沿道には低・中層建築物が建ち上がるとともに、街路樹が植栽されていると。</p> <p>主な景観要素としては、建築物、道路等、鉄道、公園、緑地等が挙げられるということで、圧迫感のお話であるとか、新たなシンボル、ランドマークとなることを考慮した景観を形成することということで満足すると考えているという旨の回答はございます。</p> <p>環境に及ぼす影響の評価と評価の結論ということで出させていただいております。後ほどご紹介したいと思います。</p>
P 委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
環境課長	<p>あと、電波障害に関しましては、先ほど私からもご説明を申し上げたとおり、テレビの電波受信障害というのは起こさないと。</p> <p>そもそも東側から飛んでくる電波について、新たに建物が建つことによってということで考えた場合には、影響をいろいろ評価した結果、影響がないとい</p>

P 委員	<p>うようなお話でございます。</p> <p>すみません。文章に住宅は存在しないため障害は起きないと書いてあるんですけども、事業所は別にいいんですかという質問です。ちなみに早稲田の国際寮がすぐ隣にあるんですけども、あれは何なの、じゃ、どういう扱いになるのかなど。</p>
環境課長	<p>ちょっとそれ、後日確認で。すみません。</p>
P 委員	<p>なので、事業所は起こる可能性があるよと書いてあるんですよね。それはいいんですかという話です。</p> <p>あくまでも対象は住宅なんです、住宅に起きなきゃいいんですということであれは別に問題ないんですけども、それでいいんですかという単なる質問なんですけれども。</p>
環境課長	<p>現段階での電波障害に対する回答については、適切な措置を、対策を講じるということで回答はいただいております。</p> <p>その関係から、事業所であっても、先ほど申し上げたとおり、例えば代替のアンテナを立てたりとか、よく高い建物を建設したりとかいうときには、電波障害というようなお話になる中で、例えば地域のケーブルテレビを電波受信の代替にしたりとかいったようなことも対応をしておるところでございますので、そういった対応をなされるものということで考えています。</p>
環境部長	<p>ちょっと補足いたしますと、本日のこの審議は区長への答申という形で、区長がこういった意見を出すべきではないかということ審議会から答申されるかというところなので、例えば、今、P委員がご発言された事業所への影響が心配だということが審議会の意見として決定されるのであれば、それを答申としていただくという形になるのかと思いますので。</p>
P 委員	<p>そういうことですね。それは理解しています。</p> <p>ただ、状況を把握したいだけです。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>J委員、お願いいたします。</p>
J 委員	<p>今、最後にP委員から私がちょっと疑問に思ったことを言っていたんですけど、ある意味解決したんですけども、同じく杉並建築会のP委員もいらっしゃるし、都市環境学部のD委員もいらっしゃるのでお聞きしたいんです。</p> <p>こういった高層ビルがぽつんと建った場合の日照権の問題等々はこの図でよく分かるんですけども、温室とか巨大なガラスをはめ込んだ建築物を建てる</p>

	<p>場合に、その光の反射の問題がよく住民運動として起こることがあるんですね。</p> <p>そういった問題というのは、こういったぼつんと260メートルぐらいの建物が建った場合には反射の問題というのは起こらないのか。そんなのは当然ガラスを三重ガラスにするとか何とかでもう解決されるものなんですかね。その辺はどうなのでしょう。</p>
環境課長	<p>資料の6、要は答申案ですね。こちらをご覧くださいければと思うんですが、その「景観」の部分に、「高層建築物の外装材などによる反射光等の環境影響がないようご留意願います。」という旨の意見は出していくというようなことでは、今、準備はさせていただいております。</p>
J 委員	<p>やっぱり反射の問題というのは大きいんですね、結構。</p>
環境課長	<p>大きいというか、可能性的考えられるというようなこともありまして、例えばビルの形がどういう形なのかとか、どういう反射材を使うのかとか、そのあたりというのは現段階では明らかになってございませんので、そのあたりについて配慮を求めると。だから、建物を建てるときにはそのあたりを考えて設計をしてくださいねというようなことのご意見を申し上げるということでございます。</p>
J 委員	<p>結局、環境省の管轄の国民公園で大きな温室を造った場合に、建ててきた段階でやり直したことがあるんですよ。そういうことは配慮するということになっていたけれども、実際、できてみたら、近隣から反射の問題で、まぶしくてしょうがないというので、やり直すのに3年遅れたというのがあったので、そういうことが当然配慮されていければいいんですけどもね。</p>
環境課長	<p>はい、それだけです。</p> <p>今のお話しでございますように、そういったところにちゃんと配慮をという意味合いで答申を申し上げます。</p> <p>さらには、杉並区の中でも、建ててみたら反射したというケースは過去に聞いております。それに対しては、その反射がないように、例えば、屋根材に乱反射をするような素材を新たに敷設し直して、そのまぶしいところを回避したりといったような実例もございますので、施工上の中でいろいろ工夫をしていただくものということでこういうご意見にしてあるということをご理解いただければと思います。</p>
J 委員	<p>分かりました。</p>

P 委員	<p>P委員どうですか。そういうことですね。</p> <p>基本的には裁判の事例とかもありますし、受忍限度を超えるかどうかということが争われるんで、それは場所にもよるし、それまでの歴史的な協議をしてきた環境がどういう環境であるのかということにもよるので、一概にこれぐらいの光が当たるともう駄目とかと決まっているわけじゃないので、それは現時点ではまさにどうしようもないというか、ある程度計画が出てきた時点で、仮に湾曲していてレンズのようになって、どこか1か所に集中するとかいうようなことが起こるとさすがに問題になってくることにはなると思います。</p>
J 委員長	<p>分かりました、ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>非常に興味深い質疑応答でしたけれども、恐らく皆さんご懸念になって、事業計画自体についても湧き上がる疑問とか懸念とかいろいろあるかと思うんですけども、それらを包括した形でご配慮をいただきたいということは、もう既に提出されているということでご理解いただければと思います。</p> <p>ほかにご意見。</p> <p>それでは、L委員から。</p>
L 委員	<p>すみません。1点に絞ろうと思うんですが。</p> <p>昨年の2月25日に区長意見としてお伝えをしてある(5)番の「杉並区における環境保全に関する計画等」ということで、この時点では55ページということを示していただいているように、それぞれの計画ごとに細かく配慮する内容というものを求めていまして、この1年でかなりいろいろな計画が杉並区のほうでもまとまってまいりました。</p> <p>例えば、都市計画マスタープランであるとか、環境基本計画であるとか、こういう固まってきたものを踏まえて、再度先方に要望をしていくものがないんだろうかという疑問があります。</p> <p>昨年出された意見に対して、しっかり事業者側から回答があったのかということも含めて、そのあたり伺えますでしょうか。</p>
環境課長	<p>先ほど来申し上げているとおり、それぞれ各項目について事業者のほうからも回答はいただいております。</p> <p>委員のほうからお話のございました計画につきましても、先ほどご紹介申し上げたとおり、例えば、新たな基本構想が策定されたらそれは考えていく。それから、新たな環境基本計画も評価の中に載せていただいているという現状で</p>

	<p>ございます。</p>
L 委 員	<p>網羅されているという解釈でよろしいわけですね。</p>
環 境 課 長	<p>各計画の網羅というお話ですけれども、それはその策定期間においてという</p>
	<p>ところもございます。</p>
	<p>例えば、都市計画マスタープランについては現在策定中でございます、当</p>
	<p>然、その中身というのは、入ると本当はいいんですけども、現在、策定中と</p>
	<p>いうことでそこは触れていない。環境基本計画については、今年度当初に策定</p>
	<p>をしておりますので、それは反映しているということでご理解頂戴できればと</p>
	<p>思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>K委員。</p>
K 委 員	<p>今のLさんのところにも関連してなんですけれども、例えば都市マスについ</p>
	<p>ては今年の3月で公表される話ですよ。そうした場合に、昨年2月に出され</p>
	<p>たときのように、環境基本計画についても、「現在新たな計画を策定している</p>
	<p>ところであり」というような書き方をしているんで、今回、出す意見の分も、</p>
	<p>都市計画マスタープランについては、今年度中に策定されるものでありますの</p>
	<p>で、今後、評価書を作成するに当たっては、作成された評価書にそれらを反映</p>
	<p>した内容でご対応いただけますとか、そういう意見をつけるべきではないでし</p>
	<p>ょうか。</p>
環 境 課 長	<p>先ほどご説明申し上げたとおり、評価項目につきましては、昨年ご回答をさ</p>
	<p>せていただいたところでございます。</p>
	<p>それから、今現在、環境影響評価書案というのは出来上がっておりまして、</p>
	<p>縦覧をしておりますが、この区長意見というのは3月8日までに回答すると、</p>
	<p>それもございまして、現段階で都市計画マスタープランが策定されていない中</p>
	<p>でそれを反映しろというのはなかなか難しいということでご理解頂戴できれば</p>
	<p>と思います。</p>
K 委 員	<p>そういうスケジュールについてはもう少し最初に教えていただきたかった。</p>
	<p>一方、そうは言っても、杉並区の都市計画マスタープランが改定されるわけ</p>
	<p>ですよ、2か月以内に。そうしたものをしっかりと考慮してほしいというよ</p>
	<p>うな意見は付け加えるべきだと私は思います。これは答申案に対する私の意見</p>
	<p>です。</p>
	<p>もう一つ、先ほど来話題になった電波障害や日影についてなんですけれど</p>

	<p>も、電波障害がないものとする」と評価したという形で評価書案が書かれておりますけれども、何かあった場合は適切に対応すると書かれていて、可能性はゼロではないことは評価書案でも示されておりますし、日影のほうについては、日の出が見えなくなる杉並区民がいると、東京都民に。</p> <p>そういうものに対しての相談窓口というのはしっかりと設置してほしいという意見とともに、影響のある範囲に対して、その相談窓口の連絡先というのをしっかりと周知するというのを、私はこの区長意見の中に盛り込むべきだというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ほかに何かご意見ございますでしょうか。</p>
H 委 員	<p>H委員。</p>
	<p>資料6の答申案の文章のことなんですけれども、2の「評価項目に関する意見」、(1)、(2)、(3)と上がっております、先ほど環境課長の説明の中で、例えば、騒音・振動に関して、環七と早稲田通りの交差点の辺に懸念されるとか、2番目の日影のところであれば、8時よりも早い時間の影響について前回の回答では分からないということだったので、懸念されることをもう少し具体的に追加で書くということはされないのでしょうか。</p> <p>それとも、具体的に記述しない答申案が一般的なのか、教えていただきたいです。</p>
環 境 課 長	<p>まず、ぼやっとしているというか、包括的というか、大きく捉えて意見を述べているというのは、これまでの意見の傾向といたしまして、そういう形になっているというのは事実でございます。</p> <p>例えば、ピンポイントで、この部分については言っていく、さらには、今、ほかの委員からお話が出ましたけれども、答申案に加えていったほうがいいんじゃないかというようなお話もございまして、それはこちらの審議会の意思として、皆さん、そうあるべきだということであれば、それは追加することというのは可能という形でお考えいただければと思います。</p> <p>ただ、程度の話もありまして、事細かに、例えば形はこうしてほしいとかいうような形というのはなかなか答申の案としては適切ではないかと思うんですが、一方で、例えば必要な窓口をつくってほしいとかいったようなことというのは、配慮を求めるということで書けないことはないということでお考えいた</p>

H 委 員	<p>できればと思います。</p> <p>分かりました。</p>
会 長	<p>特に、(2)の「日影」に関しては、昨年と同じ文章になっている。前回不足する回答結果が出てきているので、この同じ文面でよろしいのかどうかというのが気になったものですから、意見を述べさせていただきました。</p>
環 境 課 長	<p>よろしいですか。</p> <p>今、ご指摘とご意見いろいろいただいていますけれども、いろいろいただきました追加内容について、審議会として追加するかどうかか審議か、あるいは、この後、会長と事務局とで調整させていただくということで一任させていただくかということなんですけれども、時間の関係もありますし、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。</p>
環 境 課 長	<p style="text-align: center;">〔 (拍手) 〕</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局のほうから何かございますか。</p>
環 境 課 長	<p>ただいまご承認というか、一部修正をとということの中で、これから会長と調整をさせていただいた上で、この後、環境清掃審議会会長から区長に答申をいたしまして、3月8日までに区長から都知事へ回答する予定となっております。</p>
環 境 課 長	<p>区長の回答につきましては、委員の皆様にご写しを郵送等で報告させていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、今のお話にございましたいわゆる答申の案に対する調整については、事前に会長と調整をして、委員各位にご送付した上で答申をするということでご理解を頂戴したいと思います。</p>
会 長	<p>事務局からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご一任いただいたということで、次の議題に入りたいと思います。</p>
みどり施策担当課長	<p>次第の9、「報告事項」に入らせていただきます。</p> <p>まず1つ目の報告で、「『みどりの基金』の運営状況について」、ご報告をお願いしたいと思います。</p>
みどり施策担当課長	<p>みどり施策担当課長です。</p> <p>資料7、「『杉並区みどりの基金』の運営状況について」、杉並区みどりの</p>

<p>会長</p> <p>P 委 員</p>	<p>基金運営要綱に基づき、年に1回、みどりの保全・創出に関すること及び区を代表する公園の整備に関することとして運営していることにつきまして、環境清掃審議会に報告することとなっておりますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、例年でいうと、令和3年度末の実績を年度当初に報告しているんですが、もうこの時期になってしまったものですから、令和3年度までの状況と令和4年12月末までの実績について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、みどりの保全・創出につきましては、平成14年度から運営状況は記載のとおりで、令和3年度の寄附額が189万2,534円で、支出額は44万7,000円でございます。令和4年度の12月までの寄附額は862万6,000円で、支出額は44万7,000円でございます。基金残高は2,383万570円でございます。</p> <p>次に、区を代表する公園等の整備ということで、現在、杉並区では戦前に総理大臣を2度務めた近衛文麿の住まれた荻外荘の復元整備に充てる分として、これまでご寄附を呼びかけて集めてまいりましたが、令和3年度の寄附額は1,514万3,000円でございます。令和4年度の12月までの寄附額は292万7,210円でございます、基金残高は4,107万8,629円でございます。</p> <p>次に、下にみどりの基金のこれまでの年度ごとの基金残高の推移のグラフをお示ししてございます。</p> <p>裏面に行って、寄附者の割合、個人と個人以外の割合、あるいは区内の方と区外でどれくらいの割合という割合をお示ししてございます。</p> <p>これまでの基金の使途の状況ですが、そこに記載のとおり、平成14年から令和2年度までのみどりの保全・創出につきましては、これまで7,398万1円を支出しているところでございます。</p> <p>今後は、現在、区を代表する公園の整備ということで荻外荘公園の整備に充てる分については、寄附額が令和6年度の12月の公開を予定しておりますので、それまでにさらに寄附を集めたいというふうに考えてございます。</p> <p>私からは、以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、質問や確認しておきたい点などありますでしょうか。</p> <p>お願いいたします。P委員。</p> <p>質問です。</p> <p>まず、みどりの保全・創出が年間44万7,000円の支出で、これを見ると賠償責</p>
------------------------	--

みどり施策担当課長	<p>任保険の保険代だと思うんですが、それ以外何も支出していない。何もしていない理由は何なのかというのが1つ。</p> <p>それから、下の公園というか、何か近衛文麿の何か保全というか、環境整備するということで、目標金額が一体幾らで、幾らになればやるとかということの2点。</p> <p>3は、今回、この2か年の支出額はほぼ保険代ということになったんですが、それまで保護指定の補助金等に充ててた中で、基金残高がだんだん減少していく中で、みどりの保全・創出に充てたいというふうには考えてございますが、ある一定程度基金残高がないとなかなか難しいということで、今後、積み立てている中で、ある一定程度まとまった段階でどういったものに保全活用していくか、あるいは、途中で、例えば土地の購入を含めたり、保全策として有効に使えるものがあれば、そういったものを、今後、考えていきたいです。</p> <p>来年度以降、みどりの基本計画を大幅に見直す予定でいますので、その中で活用については引き続き考えてまいりたいと考えてございます。</p> <p>荻外荘につきましては、全体で10億費用がかかるということで、そのうちの可能な限り集めたいということで、区のホームページでも基金の積立状況等をお知らせをして、大口の寄附をいただいたりして、これまでもそれなりに集めているんですが、今後もPRを引き続き努めて、令和6年の開設までには可能な限り集めたいというふうに考えてございます。</p>
P 委 員 会	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、K委員。</p>
K 委 員	<p>私も質問です。</p> <p>3番の「使途状況」で、令和2年度まで使われていた「ボランティアへの活動助成」や「みどりの講座の講師謝礼」とか、「保護樹林補助金」といったものというのは、令和3年度以降はやらなくなってしまったということなんでしょうか。それとも、こちらの基金を使わずに、区の予算のほうでこれと同レベルのことをやっていますと。もしくは、縮小しながらもまだ続けていますというような形なんでしょうか。そこを確認させてください。</p>
みどり施策担当課長	<p>基金創設当初に考えられたのは、基金を使ってボランティアの活動を活性化していくということを中心に当初何年間かはやっていたんですが、全額補助ではなくて、ボランティア側の負担が、その事業について活動助成を受ける場合</p>

	<p>は負担額があるということで、なかなか活動助成が伸びないということもあつたりして、当初やった部分については、そういったことをしなくてもボランティア自体はそれなりに活動を拡大してきている中で、助成をもらって活動する以外の部分での活動をされてきているというか、それがあつて程度育成されてきたということで、それについては一部発展的にそういった形でないものとして、杉並の場合、公園でやっているボランティア以外でも、みどりのボランティア杉並であるとか、認定ボランティア団体みたいな形で、それぞれの場所様々活動がされている方がいらっしゃるんで、そういった中で助成が必要になってくれば、そういった形でまた考えてまいります、今のところ活動については一定程度その役割を果たしたということでやってはございました。</p> <p>講師については、私ども講座もそれなりに今までも年間数回やらせていただいていますので、区の事業としてやるのが望ましいということで、これについても現在はしていませんが、実際にはやらせていただく。</p> <p>保護樹林の補助金については、直接的補助にはなるんですが、どうしても寄附額が毎年達しない中で、だんだん残金が減ってきたというような状況があつたりして、現在は区の財政負担の中でやらせていただいているという状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>時間も押しておりますので、次の報告事項に入りたいと思います。</p> <p>「大規模建築物等に関する報告について」、建築課長からご報告をお願いいたします。</p>
<p>建 築 課 長</p>	<p>建築課長です。</p> <p>私からは、大規模建築物等の報告をさせていただきます。</p> <p>初めての方もいらっしゃるんで、若干説明させていただきますと、こちらの審議会の参考としていただく資料でございます、個別の案件の内容をご審議いただくものではございませんので、質問とかあれば後ほど伺いますけれども、内容がここがどうだとかいう審議いただくものではございません。</p> <p>それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。</p> <p>こちらは、昨年の審議会以降のこの1年間の間に届出のあつた延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物とそれから敷地面積が3,000平方メートル以上の建物の緑化計画をご報告することとなっております。</p> <p>資料の1ページの表ですけれども、右側の一番上に1と記載しております</p>

が、こちらがページ番号となります。以下、10番まで振っております。

1番は、表を見ていただきますと、これは浜田山四丁目の民間の共同住宅で、面積等は記載のとおりでございます。また、環境配慮事項ということで、表の中ほどに記載しておりますので、ご確認ください。

そして、この建物は敷地面積3,000平方メートルを超えているんですけども、緑化の報告につきましては、前回の審議会で報告させていただいております。

建築物につきましては、建築確認が出るのが少しずれてまして、前回の審議会に間に合わなかったので、今回の報告となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、整理番号の2番です。

こちらは久我山五丁目の共同住宅でございます。

表の左側が建築物の概要、そして表の右側が緑化の概要でございます。

緑化につきましては、概要だけではよく分からないという意見が以前ございまして、8ページの折り込みで、A3の緑化計画図というのがついております。整理番号につきましては、緑化樹木計画図となっておりますけれども、これの右上に2番と書いております。これが整理番号に対応しております。

以下、整理番号の3番、4番、5番、それぞれ敷地面積は3,000平方メートルに至らないものですから、建物の概要のみとしております。

5ページ、6番の建物です。

こちらは老人ホームなんですけれども、こちらは敷地が3,000平方メートルを超えておりますので、建物の報告とそれから緑化の報告となっております。

こちらの緑化計画につきましては、先ほどの2番の緑化計画図の後ろに添付してございます。

続きまして、6ページの7番でございます。

こちらは区立の高円寺図書館等の複合施設の計画でございます。

こちらの緑化計画図につきましては、先ほどの6番の後ろに3枚、こちらは屋上緑化等ありますので3枚にわたっておりますけれども、こちらがついております。

そして、7ページの8番の建物、こちら民間の有料老人ホームですね。こちら建物概要と緑化概要、そして緑化計画も先ほどの7番の次に添付してございます。

そして、8ページの左側9番の建物は緑化だけです。こちらの建築物のほう

<p>会長</p>	<p>は、3,000平方メートルを超えていないということで緑化だけになっております。</p> <p>それから、10番の建物なんですけれども、これは区立の中瀬中学校のデータなんですけれども、こちらも、今、緑化の計画がついているんですけれども、建築物のほうはまだ建築確認が下りていないというか、面積等が確定しておりませんので、建物につきましては次回の審議会で報告させていただきたいと思っております。</p> <p>私からは、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問や確認しておきたいことはございますでしょうか。</p> <p>E委員。</p>
<p>E委員</p>	<p>すみません。私が知らないだけかもしれないんですけれども、特に区とかが実施する計画で、植樹、植栽するときにおいて、樹種とかの選定というのは、誰がどういうふうに指定されているのか。</p> <p>さっきも違う資料を見ていたら、杉並区の都市計画マスタープランというのに何かそういうのが入っているみたいなんですけれども、それはまた改定になるんですかね。そこにもともと入っているものなんですか。</p> <p>高木とか、中木とか、低木とかは大体分かるんですけれども、樹種自体はどうやって選定しているのか。また、それは誰が選定をしているんですかということをお聞きしたかったんですけれども。</p>
<p>みどり施策担当課長</p>	<p>樹種については、区のほうで、この木にしてほしいというものを示してはしていないので、それぞれの事業者がその建物なりその敷地に合わせてやられているのが今の状況ではないかとは思いますが。</p> <p>公共建築物なんかは、もともと既存樹が結構ある中で、既存樹を残しながら実際に緑化をしていくのか、あるいは新たに見直すのかというのは、事業を設定する中で検討されていくものかと考えてございます。</p>
<p>E委員</p>	<p>例えば、高円寺の図書館の緑化のところの植樹の樹木なんかを見ると、結構変わった樹種とかも入ってまして、それというのは、区は別に何も示さないで、建築を請け負ったところが判断して植えるという構図になっているんですかね。</p>
<p>建築課長</p>	<p>建築課長のほうから補足ですけれども、基本的には設計は営繕課というところが学校整備課等と一緒に、具体的には設計事務所に委託を出して設計をさせ</p>

	<p>ているわけです。その際に、植栽については官民のすり合わせだとか、あとは杉並区の昔からあるような樹木とかいったものをなるべく選んで、それから先ほど説明がありましたけれども、既存樹木をなるべく残すこととかいったことを指示して、あるいは設計事務所のほうから提案等もありますけれども、そういうものを調整しながら最終的に緑化計画を決めるという形になっております。</p>
<p>E 委 員 みどり施策担当課長</p>	<p>これは最終的に都市計画マスタープランというのに落ちるんですかね。樹種までは落ちないという考え方でよろしいのでしょうか。</p> <p>特段、これにしなさいというのはないんですが、こういう木が大体対象になりますよというのは、区のホームページも含めて、緑化指導の中ではお示しはさせていただきます。はいます。</p> <p>ただ、必ずしもこれにしてほしいということでもないのと、今、そういったもの以外でもかなり品種がいろいろなものが出てきて、外来種も結構使われている事業者さんも多かったり、いろいろな種類、例えば、木だけではなくて、いろいろな植物を混ぜて植栽されている事業者もあって、彩りのあるような共同住宅もあったりするので、必ずしも区でこれをしなさいというふうにするよりは、そういった新しい視点を入れた緑化がされてもいいかなというふうには考えてございます。</p>
<p>E 委 員 会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかはないようでしたら……。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>B 委 員 みどり施策担当課長</p>	<p>すみません。単純に関心からの質問なんですけれども、この緑化計画のところで、基準木というのが書いてあるんですけれども、皆さん、この基準を満たすようにやられているようなんですけれども、例えばこの基準を満たすとどういった効果があるというような期待でこの基準になっているのかなと。多分、条例か何かに書いてあるのかと思うんですけれども、教えていただければ嬉しいです。</p> <p>緑化指導の細かいものを後でお持ちしてもいいかなと思うんですが、当然、建物を建てて、空地ができます。空地を全て緑化していただくわけにはいかないので、その大きさによって確保していただく割合を区のほうで示させていただきます。</p>

<p>B 委 員</p> <p>みどり施策担当課長</p>	<p>その緑化面積に該当する高木、中木、低木を何本という基準がございました、それを植えていただく。あるいは、例えば、高木をそんなに植えられないから、高木に代替して中木をいっぱい植えますよというような計画もあつたり、低木を植えますよという形。あるいは、地べただけでは難しいんで、屋上で緑化面積を確保しますというようなこともされているということで、それは区のほうでチェックをさせていただいて、どうしても緑が杉並はどんどん減っている部分もあつたりするんで、増やしていただく努力をしていただくということでやらせていただいているところでございます。</p> <p>この基準というのは、杉並区の目標であつたりとか、ヒートアイランド現象に関係があるとか、そういう何がしかがあるのかなと部分を聞いた次第です。</p> <p>みどりの条例というのを昭和48年に私どもつくらせていただいて、その後、平成11年に最初のみどりの基本計画をつくりました。</p> <p>48年にみどりの条例ができた頃から緑化を指導するということで、当時は500平方メートル以上の建物について基準を定めまして、緑化をさせていただきました。それがだんだん300になり、200になり、現在では建築行為全てについて、区のほうでは緑化をお願いしてございます。</p> <p>100平方メートル未満のものについては、緑化計画概要書ということで、何本木を植えますというようなものを出させていただいて、多分、23区を含めても、全建築行為に対して緑化を指導している自治体ってあまりない中で、結構、職員、年間で1,000件以上の緑化の指導・確認をさせていただいて、やらせていただいているというような状況です。</p> <p>ただ、そうは言っても、言われるように、どれくらいの緑が必要かという部分よりは、建物ができて、残った空地の部分に植えていただきたいというせめぎ合いは結構現場ではさせていただいている。駐車場ができてしまうと、植えられなかったり、狭いところでも植えてほしいというようなことをさせていただいて、少しでも緑を増やしていただくというような取組を杉並の場合はさせていただいているというのが現況です。</p> <p>総量としては、先ほど環境課長のほうから説明がありましたように、緑被率25%、接道の緑化率30%という目標を目指してはいるんですが、前回の調査でも緑被率は若干下がったりもして、なかなか厳しい状況にあるという中で、今後どうしていくか工夫をしていかなければならないというふうには考えてございます。</p>
-------------------------------	--

B 委員 会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>A委員。</p>
A 委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
	<p>今の大規模のこれを見せていただいて、環境配慮事項という項目の中に必ず緑化、歩道空間等が入っているんですけども、これでは、取りあえず木を何本か植えましょうと。それについては、これだけのスペースがあるので、今のお話のように、どのぐらいのものをというのでは配慮されているかと思うのですけれども、これだとただ単に緑を植えたというだけのところで、緑があることで、このみどりの基本計画がまた手直しされることかと思うのですけれども、これを使ったスペースとか、レクリエーション、それから生物多様性なんかをやっていくためのものというのは、これからこの審議会でも議論されるかと思うのですけれども、特に中学校とか、今の学校とか、公的スペースの中で、どれだけ緑を残しながら、それを活用することで、いろいろな方が触れ合えたりというようなことを一応念頭に置いたものをこの中で配慮させていただければありがたいなと思ひました。</p>
会 長	<p>以上、感想ですみません。</p> <p>ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。</p>
	<p>そうしましたら、ほかにもいろいろまだご質問なさいたいこと、もしかしたらおありかもしれませんけれども、時間が押しているということと、今日はみどりの基金の運用状況についてのご報告ということで、また改めていろいろなところで機会があるかと思ひます。</p> <p>ということで、本日の議題は以上となりますけれども、事務局のほうからご連絡事項、何かありますでしょうか。</p>
環 境 課 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>次回の審議会の開催でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、現在、杉並区地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、今、準備を進めているところでございまして、2月22日から約1か月間、計画のパブリックコメントを行ひまして、5月頃に策定を予定してございます。その際、改めて当審議会にはご報告させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>先ほども申し上げましたが、お手元の厚いファイルにつきましては、お持ち帰りになることのないよう、そのまま結構でございますので、どうぞよろし</p>

会 長	<p>くお願いをいたします。</p> <p>また、大変失礼をいたしました。そのファイルの中の資料の基本構想について、前のものがつぶられてしまっていたということで、大変申し訳ございませんでした。概要版のところについては、改めて皆様にご紹介申し上げたいと思っております。</p> <p>私からは、以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で第81回杉並区環境清掃審議会を閉会したいと思います。</p> <p>すみません。私、今日、大変緊張しております。会長に選出させていただいてこちらに移ったときに、着座のままご挨拶するという大変失礼なことで、改めておわびしまして、ご挨拶させていただきます。本当にすみません。ありがとうございました。</p>
-----	---